三　雇用保険法第六十一条の八第一項の出生時育児休業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者及び当該申請に係る子に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報
ハ　当該申請を行う者、当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る住民票に記載された住民票関係情報
四　雇用保険法第六十一条の十第一項の出生後休業支援給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者及び当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者の配偶者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報
ニ　当該申請を行う者、当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る住民票に記載された住民票関係情報
五　雇用保険法第六十一条の十二第一項の育児時短就業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者及び当該申請に係る子に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報
ハ　当該申請を行う者、当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る住民票に記載された住民票関係情報

第百二十七条　第二条の表百二十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る次に掲げる情報
［イ～タ　略］
レ　外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報又は外国人進学・就職準備給付金関係情報
ソ～ナ　［略］
ラ　子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する情報
ム～コ　［略］

［新設］

［新設］

［新設］

第百二十七条　［同上］
一　［同上］

［イ～タ　同上］
［新設］
レ～ネ　［同上］
［新設］
ナ～ケ　［同上］